

(別紙2)

## 保護者に対する措置の具体化である「家族の会」の説明

### 1 保護的措置の種類

※ 保護的措置とは、少年の再非行防止に向けて、家庭裁判所が、調査や審判の全過程を通じて、少年の保護者に働きかけることの総称である。

#### (1) 従来型の措置（調査や審判時に、調査官、裁判官が指導助言していたもの）

- ・ 少年の非行の意味、背景について、調査官の理解を保護者に伝えて、その理解を深めてもらう（例えば、物を盗むことは愛情の代償の側面もある。）。
- ・ 被害者への謝罪等、無免許運転の所有バイクの処分、医療機関への受診などを指導する。
- ・ 親子の問題点を調査の過程で指摘し、明確化し、例えば対話の在り方といったものを具体的に助言指導する。

#### (2) 親子合宿（平成4年12月から施行）

通常2泊3日で、キャンプ場で親子で一緒に薪でご飯を作ったり、一緒に山に登ったりしている。そのような活動を通して親も子もお互いに今までとは違った一面を発見し、お父さんを見直したりすることもある。合宿後の生活や親子の関係の改善に活かせる気付きが得られることを期待している。

#### (3) 保健指導（平成17年4月から実施）

看護師により思春期の性や病気の相談を受けたり指導助言したりしている。

#### (4) シンナーの集団講習（平成8年2月から実施）

小集団の講習形式で毎月1回程度実施している。

#### (5) 社会奉仕型の短期補導委託（平成8年2月から実施）

老人ホームなどの受入先に短期間預けて奉仕活動を行っている。自分の存在感を高めるとともに、人に対する愛情と信頼を育み、社会の一員としての自覚を高めることを目的としている。現在14か所の受入先（特別養護老人ホーム、

老健施設、知的障害更生施設、授産施設、保育所）があり、毎日通う形で大体1週間から2週間ぐらい行っている。対象になるのは、試験観察（処分の可能性があるが、すぐに少年院とか保護観察とか決めずに、しばらく様子を見た上で、最終決定をしようという制度）中の少年である。

## 2 家族の会

### (1) 目的

- ・ 家族の会とは、子供の非行や生活態度に悩みを抱える保護者に対して、同じような悩みを抱えている保護者と率直に話し合える場を提供するものである。集団で、ほかの保護者の悩みや考えに触れることによって、自分だけじゃないという心理的な安定を得るとともに、保護者自らが自分の親子関係を振り返って新たな親子関係づくりをしていくための援助を行っている。
- ・ 保護者だけを対象とするので、まさしく保護者に対する措置といえる。

### (2) 実施

- ・ 平成14年12月から試行して、平成15年4月から本実施
- ・ 月1回実施予定だが、現実には参加保護者が確保できないことが多い。平成17年度（平成17年4月から平成18年3月まで）は8回実施予定
- ・ 多くの場合、母親が参加している。
- ・ 職員12人で運営委員会を作って、その中から3人を1組として1回の家族の会を運営している。
- ・ 家族面接室（子供と離れて暮らしているお父さんやお母さんが、子供と会ったりするときに使う、少し子供部屋みたいな雰囲気のある部屋）を使用している。じゅうたん敷きになっているので、机を取り払って車座になって話をすることもある。
- ・ 午後1時30分ころ開始して、午後4時ごろ終了し、その後、担当の調査官が面接をしている。

### (3) 対象者

下記の条件を満たす者

- ア 調査中または試験観察中の少年の保護者
- イ 少年の監護や養育の在り方について悩みを持って、家族の会の趣旨及び目的を理解した上で参加を希望する保護者
- ウ 担当裁判官が家族の会への参加を相当と認めた保護者

#### (4) 内容

- ア 自己紹介（愛称でいいので会での呼び名を決める。）

緊張をほぐすためにも遊び的要素を取り入れて、絵を描いたり、お互いにインタビューをしたりということもしている。

- イ フリートーキング

- ・ 子供との対話の仕方のロールプレイ（参加者が親役と子役に分かれての模擬対話）を実施している。
- ・ グループというのは、他人でも、1つのグループになるとグループ自体に力が働くような感じがする。例えば、1人の保護者が非常に落ち込んでいると、時間がたっていく中で、その保護者を支えてあげるような保護者が出てくる。また、その保護者をさらに他の保護者が支持したりというようなこともある。
- ・ 事後アンケートをとると、「気持ちが楽になった」というような回答が多い。「子供同士の話し合いも必要」とか、「シンナー、けんかなどの悩み別の保護者で会を催したらどうか」というような意見もいただいている。

#### (4) 課題

- ・ 養育態度を改善してほしい保護者を導入する取組
- ・ グループワークの技量の上達，向上
- ・ いやし以上の何か新しいもの（親子関係の改善を図るようなもの）の構築